

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 移転価格事務運営要領(事務運営指針)の改正について

平成 20 年 10 月 22 日に国税庁より、「移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)の一部改正が公表されました。改正のポイントは 3 点、① 企業グループ内の役務提供取引に係る取扱いの明確化、② 国外関連者に対する 寄附金・価格調整金等に係る取扱いの明確化、③ 事前確認の申出期限の変更となっています。

1. 企業グループ内の役務提供取引に係る取扱い(事務運営指針 2-9、事例 23)

法人が国外関連者に対し、経営・財務・業務・事務管理上の活動を行う場合において、当該活動が役務の提供に該当するかどうかは、当該活動が国外関連者にとって経済的又は商業的価値を有するかどうかで判断することとされました。

『具体的には、当該国外関連者と同様の状況にある非関連者が他の非関連者からこれと同じ活動を受けた場合に対価を支払うかどうか、又は当該活動を行わなかったとした場合に国外関連者自らがこれと同じ活動を行う必要があるかどうか』が判断基準です(事務運営指針 2-9)。

改正前は、企業グループ内の役務提供に該当するか否かを『有償性の有無』で判断するとしていました。今回の改正は、その判断基準を実質的に変更するものではなく、OECD ガイドラインに即した規定ぶりへの変更にすぎないと考えられています。

2. 寄附金・価格調整金等に係る取扱い(事務運営指針 2-19、2-20、事例 25、26)

次の場合、国外関連者に対する 寄附金として取扱うことを明記しました(事務運営指針 2-19)。

- ・ 資産の販売、金銭の貸付け、役務の提供その他の取引を行い、かつ、当該資産の販売等に係る収益の計上を行っていない場合において、当該資産の販売等が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与に該当するとき。
- ・ 資産の販売等に係る対価の支払を受ける場合において、国外関連者から支払を受けるべき金額のうち、実質的に資産の贈与又は経済的な利益の無償の供与をしたと認められる金額があるとき。
- ・ 資産の販売等に係る対価の支払を行う場合において、国外関連者に支払う金額のうち、金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をしたと認められる金額があるとき。

法人が価格調整金等の名目で過去に遡って取引価格を変更している場合には、『当該支払等に係る理由、事前の取決めの内容、算定の方法及び計算根拠、支払等を決定した日、支払われた日等が総合的に勘案され、合理的な理由に基づくものと認められる』場合に限り、取引価格の修正が行われたものとして取り扱われます(事務運営指針 2-20)。

『移転価格税制の適用』か『寄附金課税の適用』かは、個別具体的に判定されますが、後者によった場合、対応的調整が行われる余地はないことに留意する必要があります。

3. 事前確認の申出期限の変更について(事務運営指針 5-2、5-3)

事前確認の申出は、事前確認を受けようとする事業年度のうち最初の事業年度『開始の日の前日』までに、「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書」をその国外関連者の所在地国ごとに法人の納税地の所轄税務署長に提出することになり、改正前の「確定申告書の提出期限」日から変更となりました(事務運営指針 5-2)。

お見逃しなく！

改正後の事前確認申出期限の変更は、平成 21 年 11 月 1 日以後に開始する確認対象初年度に係る事前確認の申出から適用します。平成 20 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日までの間に開始する確認対象初年度に係る事前確認の申出は、確認対象初年度の直前の事業年度に係る確定申告書の提出期限の翌日から 8 月を経過する日までに、確認申出書を提出することになります。